

蓮田市農業委員会 農地利用最適化推進委員 募集案内

募 集 期 間：令和8年2月17日(火) から
令和8年3月17日(火) まで

書類の提出先：蓮田市農業委員会事務局
(蓮田市役所2階)

蓮田市農業委員会

蓮田市農業委員会では農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を蓮田市農業委員会が委嘱するに当たり、候補者の推薦を求めるとともに推進委員になろうとする方を広く募集いたします。

1 募集人数 6人（担当区域等は下記のとおり）

担当区域及び募集人数

区域名	担当区域	募集人数
黒浜	黒浜、江ヶ崎、笹山、緑町、川島、桜台、南新宿、城、椿山、西新宿、西城、藤ノ木	2人
蓮田	東、馬込、蓮田、関山、上、本町、末広、御前橋、綾瀬、見沼町、山ノ内、閔戸、貝塚	2人
平野	根金、駒崎、井沼、上平野、高虫	2人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

蓮田市の特別職非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員と連携し、各担当区域における遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進及び新規就農の支援活動
- (2) 農地中間管理機構との連携
- (3) 農業委員会総会における農地の権利移動や転用申請の許可・決定についての審議（※議決権はありません。）
- (4) その他、上記に附随する現地調査・相談活動や各種研修会等への出席

5 報酬

月額28,500円

※「蓮田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

6 推薦及び応募に係る手続き等

推進委員候補者の推薦を行う場合又は推進委員に応募する場合は、所定の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の必要書類を添えて、郵送又は持参により、蓮田市農業委員会事務局に提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦及び応募に必要な書類

区分	様式
個人による推薦	様式第1号+様式第3号
法人又は団体による推薦	様式第2号+様式第3号
本人による応募	様式第3号

(2) 必要書類

【全員必須】
<ul style="list-style-type: none">・推薦を受ける方又は応募する方の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍の記載があり、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの)・個人情報利用の同意書(候補者用)
【法人又は団体が推薦をする場合】
<ul style="list-style-type: none">・定款又は規約等の当該法人又は団体の性質を明らかにする書類・個人情報利用の同意書(推薦者用)・被推薦者の同意書
【個人が推薦をする場合】
<ul style="list-style-type: none">・個人情報利用の同意書(推薦者用)・被推薦者の同意書

(3) 様式の入手方法

蓮田市ホームページからダウンロードできる他、農業委員会事務局窓口で配布しています。

○蓮田市ホームページ：<https://www.city.hasuda.saitama.jp/>

7 募集期間

令和8年2月17日(火)から令和8年3月17日(火)まで

- ・書類を持参する場合は、市役所開庁日の平日午前9時から午後4時までの間に提出してください。
- ・郵送の場合は、3月17日(火)必着。消印有効ではありません。
- ・推薦、募集の結果、定数に満たない場合は、募集期間を延長する場合があります。

8 推薦を受ける方及び募集に応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は推進委員になることはできません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 法令の規定により推進委員との兼職を禁止されている職（教育委員等）にある方

9 推進委員の選任方法

蓮田市に設置する「蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」の選考を経て、農業委員会が委嘱いたします。

○選考のスケジュール

令和8年2月17日～3月17日	推進委員の募集及び推薦受付
3月～5月	選考委員会による選考
6月	農業委員会による選任
7月20日	委嘱

10 推薦及び応募状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間（3月上旬予定）及び終了後（3月下旬予定）に、以下の情報を蓮田市ホームページで公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者等又はそれに準ずるものであるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が当該被推薦者を別途募集する農業委員に推薦するか否かの別、又は応募者が農業委員に応募するか否かの別

11 その他

- (1) 選考結果は、被推薦者、応募者に通知を発送いたします。併せて、農業委員会事務局の窓口及び蓮田市ホームページ等で公表いたします。

- (2) 推進委員と農業委員は同時に推薦し又は応募することが可能ですが。ただし、兼職はできません。
- (3) 申込書に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。
- (4) 推進委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされております。
- (5) 推薦又は応募にかかる費用は、全て推薦者、被推薦者又は応募者の負担となります。

12 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒349-0193 蓼田市大字黒浜2799番地1
蓼田市役所 2階
蓼田市農業委員会事務局
電話 048-768-3111(内線234)